

まちづくり施設整備項目表(旅客施設)

平成 年 月 日作成	作成者氏名	TEL
------------	-------	-----

届出者氏名	
施設の名称	
施設の所在	
施設の概要	

記入方法

設計内容を示す欄「整備概要」及び「判定」の欄を各項目ごとに記入する。 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。 適否の判定を次の記号により記入する。 「○」印:基準に適合する、該当する 等 「×」印:基準に適合しない 「/」印:当該事項が関係しない	留意事項の確認及び総合判定	
	整備概要	判定

記入例:  
 (最小幅員) 80cm  
 (最大幅員) 120cm

1.円滑な移動が確保された経路		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
1 設置義務	乗降場ごとに1以上設置。		
2 傾斜路等	床面に高低差がある場合、傾斜路又はエレベーターを設置。 (構造上、困難な場合エスカレーター等で代用可) (旅客施設と一体的に利用される他の施設に傾斜路等が設置されている場合等はこの限りでない)		
3 公共用通路との出入口	有効幅員90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
	直接屋外へ通ずる場合、出入口が雨にぬれないよう屋根又は以下A Bに定めるひさしの設置。(構造上、困難な場合この限りでない)		
	A 傾斜路がある場合、傾斜路がぬれないような大きさであること。		
	B 自動車からの乗降の際にぬれないような大きさであること。		
	戸を設ける場合、以下A Bの基準に適合すること。		
	A 幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
	B 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
4 通路	車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(構造上、困難な場合、傾斜路を併設すること)		
	有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上) 通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること		
	戸を設ける場合、以下A Bの基準に適合すること。		
	A 幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
	B 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
	照明設備の設置。		
5 傾斜路	有効幅員120cm以上。(段に併設する場合90cm以上)		
	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。		
	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に注意喚起用床材の敷設。(同踊場の部分が自動車駐車場である場合又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合この限りでない)		
	勾配が、屋内12分の1以下、屋外20分の1以下。		

		高さが75cm超えの屋内の傾斜路で高さ75cm以内ごとに、高さが60cm超えの屋外の傾斜路で高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場の設置。		
		両側に手すりが設置され、傾斜路の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設けていること。		
		両側に側壁又は10cm程度の立上りの設置。		
6	エレベーター	かご及び昇降路の出入口の有効幅員が、それぞれ80cm以上。		
		かごの内法が、幅140cm以上、奥行き135cm以上で、車いすの転回に支障がない平面形状であること。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについてはこの限りでない。)		
		かご内に、利用者の背後にある出入口が確認できる鏡の設置。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもので、鏡による背後確認を要しないものについてはこの限りでない)		
		かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかごの内外に画像を表示する設備が設置されていることにより、かごの内外にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。		
		かごの正面及び両側面の壁面に手すりの設置。(出入口が複数あるエレベーターで車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもので、鏡による背後確認を要しないものについてはこの限りでない)		
		かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有していること。		
		かご内に停止予定階及び現在位置を表示する設備の設置。		
		かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備の設置。		
		かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が円滑に操作できる位置での操作盤の設置。		
		かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上が、点字が貼り付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。		
		乗降ロビーに高低差がなく、幅及び奥行きがそれぞれ内法180cm以上。(構造上、困難な場合150cm以上)		
		乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置。		
乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備の設置。(かご内に同様の設備が設けられている場合又は停止階が2のみである場合はこの限りでない)				
7	エスカレーター	上り専用と下り専用のそれぞれの設置。(旅客が同時に双方向に移動することがない場合、この限りでない)		
		踏み段の表面及びくし板が、滑りにくい仕上げがなされていること。		
		昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。		
		踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できること。		
		くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できること。		
		エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。(双方向に移動するエスカレーターについてはこの限りでない)		
		幅80cm以上。(複数のエスカレーターが隣接した位置にある場合、のいずれかが適合していれば可)		
踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めを設けていること。(複数のエレベーターが隣接した位置にある場合、のいずれかが適合していれば可)				

2.通路		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
通 路		床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。	
		段を設ける場合、以下A Bの基準に適合すること。	
	A	踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できること。	
	B	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造であること。	
3.傾斜路		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
傾 斜 路		両側に手すりの設置。(構造上、困難な場合この限りでない)	
		床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。	
		傾斜路の勾配部分が、接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できること。	
		傾斜路の両側に、立ち上がり部の設置。(側面が壁面である場合この限りでない)	
4.エスカレーター		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
エスカレーター	エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置。		
5.階段		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
階 段		けあげの寸法16cm以下、踏面の寸法30cm以上、けこみの寸法2cm以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法が一定であること。	
		手すりを両側に設け、かつ、幅員が4mを超える場合、中間にも手すりを設けるとともに、階段の両端からそれぞれ50cm以上の水平部分を設けていること。(構造上、困難な場合この限りでない)	
		手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字のはり付け。	
		回り段がないこと。(構造上、困難な場合この限りでない)	
		踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。	
		踏面の端部の全体が周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できること。	
		段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造であること。	
		階段の両側に、立ち上がり部の設置。(側面が壁面である場合、この限りでない)	
	照明設備の設置。		
6.視覚障害者用床材		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
1 床 材 の 形 状		色が原則として黄色であること。これによりがたい場合、周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色であること。	
		大きさが、縦30cm、横30cm、形状がJIS T 9251に適合するものを標準としていること。	
2 設 置 義 務		公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に設置すること。 (音声誘導装置等での代用可) (誘導者が常駐する場合等は、この限りでない)	
		の通路等と、主要施設( )との間の経路を構成する通路等に設置すること。(誘導者が常駐する場合等は、この限りでない) 乗降ロビーに設けるエレベーター操作盤、点字等により施設を案内する設備、便所の出入口、乗車券等販売所、案内所	
		階段、傾斜路並びにエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に設置すること。	
		客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所は、 についても敷設しないことができる。	

7.案内設備		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
案内設備	車両等の運行等に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備の設置。(技術上、困難な場合この限りでない)		
	エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という)、案内板等の設備の付近に、これらの設備があることを表示するJIS Z 8210に適合する標識の設置。		
	公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の設置。(移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合この限りでない)		
	公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置。		
	公共用通路に直接通ずる出入口の付近に、周辺の施設等の案内を行う誘導案内板の設置。		
	の誘導案内板が、明確で分かりやすく表示され、視覚障害者に配慮した点字案内板、触知案内板等が設置されていること。		
8.便所		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
1 便所	出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置。		
	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
	男子用小便器を設ける場合、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器の設置。		
	の小便器に手すりの設置。		
	便所を設ける場合、そのうち1以上が の基準の他以下A Bの基準のいずれかに適合すること。		
	A 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 B 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有していること。		
2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所(1-A)	円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上が以下ABCの基準に適合すること。		
	A 有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上) 通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、5.0m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること		
	B 戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。		
	イ 幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
	ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
	C 照明設備の設置。		
	出入口の幅が、80cm以上。		
	出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(傾斜路を設ける場合この限りでない)		
	出入口に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識の設置。		
	出入口に戸を設ける場合、以下ABCの基準に適合すること。		
	A 幅80cm以上。		
	B 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
C 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。			

3	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房(1-A)		出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。		
			出入口に、便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。		
			腰掛便座及び手すりの設置。		
			高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置。		
			出入口の幅80cm以上。		
			出入口に戸を設ける場合、以下ABCの基準に適合すること。		
		A	幅80cm以上。		
		B	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
4	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有した便所(1-B)		円滑な移動が確保された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上が以下ABCの基準に適合すること。		
		A	有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上) 通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること		
		B	戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。		
		イ	幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
		ロ	自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
		C	照明設備の設置。		
			出入口の幅80cm以上。		
			出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(傾斜路を設ける場合、この限りでない)		
			出入口に戸を設ける場合、以下ABCの基準に適合すること。		
		A	幅80cm以上。		
		B	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
		C	車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。		
			出入口に、便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識の設置。		
			腰掛便座及び手すりの設置。		
			高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置。		
		<b>9.乗車券等販売所、待合所及び案内所</b>			<b>留意事項の確認及び総合判定</b>
<b>整備内容</b>		<b>整備基準</b>		<b>整備概要</b>	<b>判定</b>
	以下の 以上の設置。	の基準に適合する乗車券等販売所の、施設内に1			
			円滑な移動が確保された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上が以下ABCの基準に適合すること。		
A			有効幅員140cm以上。(構造上、困難な場合、条件付きで120cm以上) 通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること		
B			戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。		
イ			幅90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
ロ			自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
C			照明設備の設置。		

1	乗車券等販売所		出入口を設ける場合、その1以上が以下ABCの基準に適合すること。		
		A	幅80cm以上。		
		B	戸を設ける場合、以下イロの基準に適合すること。		
			イ	幅80cm以上。	
		ロ	高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。		
		C	車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(やむを得ず段を設ける場合、傾斜路を併設すること)		
			カウンターを設ける場合、そのうち1以上が、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。(常時勤務者が車いす使用者に容易に対応できる構造である場合この限りでない)		
			聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を乗車券等販売所に表示していること。(勤務する者を置かない場合この限りでない)		
	券売機を設ける場合、金銭投入口の高さが130cm程度であり、運賃等が点字で表示されていること。				
2	待合所	カウンターを設ける場合、そのうち1以上が、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。(常時勤務者が車いす使用者に容易に対応できる構造である場合この限りでない)			
3	案内所	カウンターを設ける場合、そのうち1以上が、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。(常時勤務者が車いす使用者に容易に対応できる構造である場合この限りでない)			
		聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を案内所に表示していること。(勤務する者を置かない場合この限りでない)			
10.鉄道駅、軌道停留場			留意事項の確認及び総合判定		
整備内容		整備基準		整備概要	判定
1	改札口		有効幅員90cm以上。(構造上、困難な場合80cm以上)		
			自動改札機を設ける場合、改札機又はその付近に、改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示していること。		
2	プラットホーム		プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいこと。この場合、構造上の理由により当該間隔が大ききときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けていること。		
			プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とが、できる限り平らであること。		
			プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合、車いす使用者の円滑な乗降のための設備の1以上の設置。(構造上、困難な場合この限りでない)		
			排水のための横断勾配が、1%を標準としていること。(構造上、困難な場合及びホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームはこの限りでない)		
			床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
			発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホームの場合、ホームドア又は可動式ホームさく等の設置。		
			でいう以外のプラットホームの場合、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置。		
			プラットホームの線路側以外の縁端に注意喚起用床材の敷設及び両端に高さ110cmから150cm程度の転落防止のためのさくの設置。(ホームドア又は可動式さくが設けられたプラットホームの場合、この限りでない)		
			列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備の設置。(技術上、困難な場合この限りでない)		
			照明設備の設置。		
	ベンチ等利用者の休憩用施設の設置。				

11.バスターミナル		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
乗 降 場	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
	乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分に、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備の設置。		
	乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造であること。		
12.旅客船ターミナル		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
1 乗 降 用 設 備	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造であること。(構造上、困難な場合この限りでない)		
	幅90cm以上。		
	手すりの設置。		
	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
2 転 落 防 止 設 備	視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備の設置。		
13.航空旅客ターミナル施設		留意事項の確認及び総合判定	
整備内容	整備基準	整備概要	判定
1 保 安 検 査 場	門型の金属探知機を設置して検査を行う場合、保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための別の通路の設置。		
	の通路の幅90cm以上。		
	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置。この場合、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示していること。		
2 旅 客 搭 乗 橋	幅90cm以上。		
	旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合、車いす使用者の円滑な乗降のための設備の1以上の設置。		
	勾配12分の1以下。(構造上、困難な場合この限りでない)		
	手すりの設置。(構造上、困難な場合この限りではない)		
	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。		
3 改 札 口	各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち、1以上が幅80cm以上。		